

# 登園許可証

園児氏名 \_\_\_\_\_

診断: ~~インフルエンザ~~・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘  
咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症  
マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・その他( \_\_\_\_\_ )

登園停止期間: \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

参考: 登校・登園許可の基準

	病名	出席停止期間
1	<del>インフルエンザ</del>	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで ※インフルエンザの場合は「治癒報告書」を提出してください。
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風疹	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
8	流行性角結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで
9	急性出血性結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで
11	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ可
12	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ可

以下は基本的に登校・登園許可証は不要

13	伝染性紅斑	全身状態がよければ可
14	手足口病	全身状態が安定していれば可
15	ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば可
16	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態がよければ可

- \* いずれの場合も、医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたとときはこの限りではない。
- \* 伝染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要である。
- \* 1～10 は学校保健安全法による法律上の規定。11～16 は「学校において予防すべき伝染病の解説」による。